



平成 21 年 12 月 17 日

各 位

会 社 名 日本トイザラス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO)
モニカ・メルツ
(JASDAQ・コード 7645)
問合せ先 代表取締役副社長兼最高財務責任者 (CFO)
石橋 善一郎
電話 044-549-9072

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 12 月 17 日開催の取締役会において、定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式（以下に定義いたします。）の全部取得について、平成 22 年 1 月 19 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款の一部変更

1. 公告の方法に係る定款一部変更（定款一部変更の件 1）

(1) 変更の理由

当社の公告の掲載方法を、日本経済新聞から官報に変更するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 5 条 （公告の方法） 当社の公告は、 <u>日本経済新聞</u> に掲載する方法により行う。	第 5 条 （公告の方法） 当社の公告は、 <u>官報</u> に掲載する方法により行う。

2. A 種種類株式に係る定款一部変更（定款一部変更の件 2）

(1) 変更の理由

(i) 平成 21 年 11 月 11 日付当社プレスリリース「その他の関係会社の異動に関するお知らせ」等にてご報告申し上げますとおり、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス 2・エルエルシーは、平成 21 年 9 月 25 日から当社普通株式及び新株予約権に対し公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行いました。当社の米国親会社であるトイザラス・インクは、平成 21 年 11 月 17 日（決済開始日）をもって、その子会社ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクの保有株式と併せ、当社普通株式 31,082,092 株を保有し、その議決権の数は 310,820 個となり、平成 21 年 12 月 11 日における当社の総株主の議決権の数 343,017 個に対

する割合は約 90.6%となりました。

トイザラス・インクは、当社の企業価値のより一層の向上を図るために、当社の発行済株式（当社の自己株式を除きます。）の全てを取得する取引（以下「本完全子会社化」といいます。）を実施することにより、当社を完全子会社化し、事業環境が一層厳しくなる中で、連結経営の最適化を追求し、当社の事業体制をより機動的なものとする中で効率性の改善を実現することが急務であると考えており、そのために当社を非公開化し、今後は当社への更なる経営資源の投入を行い、トイザラスグループの日本でのトイザラス事業の成長を実現させていくことを企図しております。

(ii) 当社といたしましても、平成 21 年 9 月 24 日付プレスリリース「ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス 2・エルエルシーによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、当社が中長期的な企業価値の向上を実現するためには、本完全子会社化の実施により、現状の事業体制を超える機動的かつ柔軟な経営体制の下、財務基盤の更なる強化、トイザラス・インク及びトイザラスグループ企業も含めた経営資源の更なる活用等により、連結経営の最適化及び効率性を追求するための施策を円滑かつ迅速に進めて行くことが必要であると考え、公開買付け価格の公正性が担保されていると判断されることにも鑑みて、本完全子会社化を目的とする本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

(iii) 以上をふまえ、当社は、財務戦略上の観点等も総合的に考慮したうえで、以下の方法（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）により、本完全子会社化の手続を実施することといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、A 種種類株式（その内容につきましては、「(2) 変更の内容」をご参照ください。）を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する普通株式に、当社が株主総会決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主様（当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主様」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、A 種種類株式を交付します。この際、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス 2・エルエルシーを除く全部取得条項付普通株主様に交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主様に対する当社の A 種種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおり処理がなされ、最終的には各全部取得条項付普通株主様に対して現金が交付されることとなります。すなわち、全部取得条項付普通株主様に割り当てられることとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス 2・エルエルシーに対して売却することを予定しております。この場合の当社の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に 587 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通

株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更の件2は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、定款一部変更の件2にかかる定款変更は、定款一部変更の件2が承認可決された時点で、その効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

定款一部変更の件1承認 による変更後の定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社が発行する株式の総数は、 137,748,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数及び発行可能種類 株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 137,748,000株とし、このうち普通株式 の発行可能種類株式総数は <u>137,740,000株、A種種類株式の発行可 能種類株式総数は8,000株とする。</u></p> <p><u>第6条の2 (A種種類株式)</u> <u>当社の残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主(以下「A種株 主」という。)又はA種種類株式の登録 株式質権者(以下「A種登録株式質権者」 という。)に対し、普通株式を有する株 主(以下「普通株主」という。)又は普 通株式の登録株式質権者(以下「普通登 録株式質権者」という。)に先立ち、A 種種類株式1株につき、1円(以下「A 種残余財産分配額」という。)を支払う。 A種株主又はA種登録株式質権者に対 してA種残余財産分配額の金額が分配 された後、普通株主又は普通登録株式質 権者に対して残余財産の分配をする場 合には、A種株主又はA種登録株式質 権者は、A種種類株式1株当たり、普通株 式1株当たりの残余財産分配額と同額 の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p><u>第19条 (種類株主総会)</u> <u>第14条、第15条及び第17条の規定は、 種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2 第16条第1項の規定は、会社法第324 条第1項の規定による種類株主総会の 決議にこれを準用する。</u> <u>3 第16条第2項の規定は、会社法第324 条第2項の規定による種類株主総会の</u></p>

	<u>決議にこれを準用する。</u> (その他、条文の変更に伴い、条数の繰り下げをおこなう。)
--	--

3. 全部取得条項に係る定款一部変更 (定款一部変更の件3)

(1) 変更の理由

定款一部変更の件2でご説明申し上げましたとおり、当社が中長期的な企業価値の向上を実現するためには、本完全子会社化の実施により、現状の事業体制を超える機動的かつ柔軟な経営体制の下、財務基盤の更なる強化、トイザラス・インク及びトイザラスグループ企業も含めた経営資源の更なる活用等により、連結経営の最適化及び効率性を追求するための施策を円滑かつ迅速に進めて行くことが必要であると考えております。

定款一部変更の件3は、本定款一部変更等の②として、定款一部変更の件2による変更後の当社定款の一部を追加変更し(第6条の3を新設)、当社普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定め、及び、当社が株主総会の特別決議により全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式3,289,647分の1株を交付する旨の定めを設けるものです。本議案が原案どおり承認可決され、変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス2・エルエルシーを除く各全部取得条項付普通株主様に対して取得対価として割り当てられる当社のA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、定款一部変更の件3にかかる定款変更は、(i)定款一部変更の件2にかかる定款変更の効力が生じること、及び(ii)普通株主様による種類株主総会において定款一部変更の件3と同内容の定款変更議案が承認可決されることを条件として、効力を生じるものであります。

また、定款一部変更の件3にかかる定款変更の効力発生日は平成22年3月2日といたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

定款一部変更の件1及び定款一部変更の件2 承認による変更後の当社定款	変更案
(新設)	<u>第6条の3 (全部取得条項)</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を3,289,647分の1株の割合をもって交付する。</u>

4. 定時株主総会基準日に係る定款一部変更 (定款一部変更の件4)

(1) 変更の理由

定款一部変更の件1、定款一部変更の件2及び定款一部変更の件3による変更後の当社定款第10条におきましては、多数の株主様に対する株主総会の招集手続の事務手続を円滑に実施するため、定時株主総会の基準日を定めております。しかし、本完全子会社化が実施された場合、当社は、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス2・エルエルシーのみを株主様とする会社となる予定であり、上記基準日を定める必

要がなくなりますので、同条を削除し、条数の繰り上げ等の調整をするものであります。

同条を削除した場合、本年4月に開催が予定されております定時株主総会（以下「第22期定時株主総会」といいます。）において議決権を行使することのできる株主は、第22期定時株主総会開催時の株主となります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、定款一部変更の件1、定款一部変更の件2及び定款一部変更の件3による変更後の定款を追加変更するものであります。

なお、定款一部変更の件4にかかる定款変更の効力発生は、(i) 定款一部変更の件1、定款一部変更の件2及び定款一部変更の件3のご承認が得られること、及び(ii) 普通株主様による種類株主総会において定款一部変更の件3と同内容の定款変更議案が承認可決されることを条件いたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

定款一部変更の件1、定款一部変更の件2及び定款一部変更の件3承認による変更後の当社定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第10条（基準日） <u>当社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条（招集の時期及び招集地） 定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>第19条（種類株主総会） 第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 3 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第43条（剰余金の配当） 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2 <u>当社は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式 (削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条（招集の時期及び招集地） 定時株主総会は、<u>会社法に基づき招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>第18条（種類株主総会） 第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 3 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第42条（剰余金の配当） 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 (削除)</p>

<p>下、「配当金」という。)を行う。</p> <p>3 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p>	<p>2 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p>
--	--

II. 全部取得条項付普通株式の取得決定

1. 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

定款一部変更の件 2 でご説明申し上げましたとおり、当社が中長期的な企業価値の向上を実現するためには、本完全子会社化の実施により、現状の事業体制を超える機動的かつ柔軟な経営体制の下、財務基盤の更なる強化、トイザラス・インク及びトイザラスグループ企業も含めた経営資源の更なる活用等により、連結経営の最適化及び効率性を追求するための施策を円滑かつ迅速に進めて行くことが必要であると考えております。

全部取得条項付普通株式の取得は、本定款一部変更等の③として、会社法第 171 条並びに定款一部変更の件 1、定款一部変更の件 2 及び定款一部変更の件 3 による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、A 種種類株式を交付するものであります。

本取得についてご承認いただいた場合、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス 2・エルエルシーを除く各全部取得条項付普通株主様に対して取得対価として割り当てられる当社の A 種種類株式は、本完全子会社化が実現されるよう、1 株未満の端数となる予定です。かかる端数につきましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおり処理がなされ、最終的には各全部取得条項付普通株主様に対して現金が交付されます。すなわち、当社は、本議案が承認された場合に、全部取得条項付普通株主様に割り当てられることとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主様が割り当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス 2・エルエルシーに対して売却することを予定しております。この場合の当社の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に 587 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

当社は、会社法第 171 条並びに定款一部変更の件 1、定款一部変更の件 2 及び定款一部変更の件 3 による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、下記 (2) において定める取得日において、別途定める基準日（取得日の前日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株主様（当社を除きます。）の有する全部取得条項付普通株式を取得し、これと引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき、当社の A 種種類株式 3,289,647 分の 1 株の割合をもって交付するものであります。

(2) 取得日

平成 22 年 3 月 2 日

(3) その他

本取得にかかる全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件1、定款一部変更の件2及び定款一部変更の件3にかかる定款変更の効力が生じることを条件として効力を生じるものであります。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

Ⅲ. 上場廃止の予定

本定款一部変更等が原案通り承認可決された場合には、当社普通株式は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は、整理銘柄に指定された後、同年2月20日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後はジャスダック証券取引所において取引することはできません。

Ⅳ. 本定款一部変更等の日程の概要（予定）

基準日設定にかかる取締役会決議	平成21年11月25日（水）
臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会の基準日	12月11日（金）
臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会開催	平成22年1月19日（火）
定款一部変更の件1の効力発生日	1月19日（火）
定款一部変更の件2の効力発生日	1月19日（火）
定款一部変更の件4の効力発生日	1月19日（火）
当社普通株式にかかる株券の売買最終日	2月19日（金）
当社普通株式にかかる株券の上場廃止日	2月20日（土）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日	3月1日（月）
定款一部変更の件3の効力発生日	3月2日（火）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の効力発生日	3月2日（火）

以 上